

第47期 定時株主総会 招集ご通知

開催 日時

2021年7月6日（火曜日）
午前10時（受付開始は午前9時30分）

開催 場所

大阪府中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階「浪華」の間

書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使期限

書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使ください
ますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2021年7月5日（月曜日）午後5時30分まで

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、株主の皆様におかれましては、極力、定時株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。また、ご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

第47期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	24
計算書類	34
監査報告	43
株主総会参考書類	49

株式会社ダイサン

証券コード：4750

証券コード：4750
2021年6月17日

株 主 各 位

大阪市中央区南本町2丁目6番12号
株 式 会 社 ダ イ サ ン
代表取締役社長 藤 田 武 敏

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、株主の皆様におかれましては、極力、定時株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

ご来場される株主様におかれましては、感染防止のため、マスク着用などの対策をお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合もありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

書面（郵送）またはインターネットによる議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2021年7月5日（月曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年7月6日（火曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分）
2. 場 所 大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階「浪華」の間
末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第47期（2020年4月21日から2021年4月20日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期（2020年4月21日から2021年4月20日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

▶当日は、会場受付にて検温・手指のアルコール消毒を実施させていただきたく、予めお知らせするとともにご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

- ▶発熱・咳等の症状が見受けられる株主様については入場をお断りする場合がございますので、ご了承ください。
- ▶接触感染リスク低減のため、座席間隔を拡げることから、ご用意できる席数が限られます。ご来場いただきましてもご入場いただけない可能性がございますのでご了承ください。
- ▶今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.daisan-g.co.jp>）にてお知らせいたします。
- ▶当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ▶なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.daisan-g.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ▶当日は、「COOL BIZ（クールビズ）」にてご対応いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年7月6日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年7月5日(月曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2021年7月5日(月曜日) 午後5時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

議決権行使期限：2021年7月5日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「初期パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

その他のお問い合わせ

・証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

・特別口座をお持ちの株主様
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
フリーダイヤル 0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00
土日休日を除く)

(添付書類)

事業報告

(2020年4月21日から
2021年4月20日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に悪化し、その後は経済活動の回復が続いていたものの、再び都市部を中心とした緊急事態宣言が発出される事態となり、先行き不透明な状況となりました。

当社に関連の深い住宅業界について、新設住宅着工戸数は利用関係別で持家、貸家、分譲ともに前年を下回る状況が続き、年度末にかけて持ち直しの動きは見られたものの、全体では前年同期と比べマイナスとなりました。

こうした状況において、当社グループでは当連結会計年度を最終年度とする中期経営計画を立ち上げ、既存事業の効率化と資源の有効活用および国内における労働集約型ビジネスモデルの脱却を目指し、新たな市場開拓や新規事業の展開を進めました。

また、新型コロナウイルス感染症に対する全社的な対応として、マスク着用、手指のアルコール消毒、検温、本社・支店スタッフのテレワーク勤務、時差出勤などの感染防止策を継続して行い、受注量の減少による事業活動の縮小に対しては、全スタッフを対象にした一部の稼働日の休業を実施し、休業手当を100%支給するとともに、雇用調整助成金の助成を受けました。

なお、2020年8月3日に公表いたしました「公正取引委員会による勧告について」のとおり、公正取引委員会より請負契約の施工スタッフに対する消費税の転嫁不足に対する勧告を受け、2014年4月以降の支払い対価の不足額49百万円を特別損失として計上しております。また、当社の非連結子会社であるDRC株式会社について、IOT機器の開発に社内資源を集中させたことから、収益が大きく減少し、株式投資に対する将来の回収可能性に不確実性が生じたことから、関係会社株式評価損53百万円を特別損失として計上しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は8,653百万円(前年同期比8.9%減)、営業損失131百万円(前年同期は営業利益265百万円)、経常利益177百万円(前年同期比31.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益34百万円(前年同期比71.5%減)となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

施工サービス事業につきましては、期首に政府が発出した緊急事態宣言を受け、多くの顧客が営業活動の自粛、建設現場の工事停止を決定したため、当社の受注活動も停滞するなど、厳しい状況が続きました。宣言解除後は、感染対策を徹底した上で積極的に営業を行い、徐々に受注が戻り始めたものの、再度、緊急事態宣言が発出されたことから、営業活動の制約や工事延期が業績に影響を与えることとなりました。そのような状況において、前事業年度より促進

している請負契約の施工スタッフの社員化に取り組むとともに、営業担当者の業務効率化を図るため、現場調査のIT化やWEB会議システム活用を進め、現場管理用カメラ「魚眼くん」の拡販、CADを利用した足場計画図の提供など、将来を見据えた新しいビジネスモデルの構築に取り組みました。この結果、売上高は6,690百万円(前年同期比6.3%減)、売上総利益は1,979百万円(同16.2%減)となりました。

製商品販売事業につきましては、景気悪化への懸念が高まり、主要顧客を中心に足場部材の買い控えが続いておりましたが、新販路への営業に注力したことで、新たに購入いただく機会が緩やかに増えました。しかし、下半期には緊急事態宣言が再発出されたため、感染リスクを考慮し、対面での営業活動を制約したこともあり、計画していた受注量の確保には至りませんでした。このような中、中層大型建築物向けに安全性を高めた新製品「レポルト®」に対する今後の需要拡大と施工サービス事業への社内投入を目論み、生産工程の稼働率を最大限まで高め、専用の商品センターを開設するなど、在庫の確保に努めました。そのほか、建設現場で安定した需要が見込まれる工事用メッシュシートを海外調達に切り替えて、仕入れ価格を低減するとともに、「レポルト®」と同様、新たな収益源として、販売促進に取り組みました。この結果、売上高は1,006百万円(前年同期比25.5%減)、売上総利益は269百万円(同19.9%減)となりました。

海外事業につきましては、在外子会社のあるシンガポールでは、新型コロナウイルス感染症に関する政府の拡大防止策が徹底されたため、国内経済の停滞が続き、事業活動にも大きな影響を与えました。年度末に向けて段階的に規制が緩和され、現場への労働者派遣や各種工事の受注量は前期の水準に戻りつつありましたが、国外からの労働者入国に厳しい規制がなされ、労働力の確保が進みませんでした。このような状況において、コロナ禍後を見込み、新たな取引先と受注を増やすため、前事業年度と同様に業界経験の豊富なマネージャーを採用し、今後、さらに成長が見込まれる製薬工場やデータセンター向けの仕事を積極的に受注し、大手の日系企業に対する働きかけを強めて関係強化を図ることで、先々の受注基盤の拡大に取り組みました。この結果、売上高は887百万円(前年同期比4.5%減)、売上総利益は150百万円(同24.4%減)となりました。なお、前連結累計期間は、子会社化の時期の関係上、連結対象となる月数は9ヵ月間となります。

その他の事業につきましては、業務受託料および保険代理店収入等で構成されており、売上高は69百万円(前年同期比8.4%減)、売上総利益は51百万円(同2.2%減)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額(有形、無形固定資産(のれんを除く))は、346百万円であります。

その主なものは、当社の三重サービスセンターおよび三重整備工場の開設費用185百万円であります。

また、上記の他、施工サービス事業において、賃貸用仮設材503百万円を投入しております。

③ 資金調達の状況

連結子会社であるMirador Building Contractor Pte. Ltd.は、当連結会計年度に157百万円の資金調達を実施いたしました。全額、運転資金を目的とした短期借入金であります。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第44期 (2018年4月期)	第45期 (2019年4月期)	第46期 (2020年4月期)	第47期 (当連結会計年度) (2021年4月期)
売 上 高(百万円)	—	—	9,499	8,653
経 常 利 益(百万円)	—	—	257	177
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	—	—	121	34
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	18.99	5.42
総 資 産(百万円)	—	—	10,397	10,000
純 資 産(百万円)	—	—	7,012	6,713

- (注) 1. 第46期より連結計算書類を作成しているため第45期以前については記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除）に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第44期 (2018年4月期)	第45期 (2019年4月期)	第46期 (2020年4月期)	第47期 (当事業年度) (2021年4月期)
売 上 高(百万円)	8,301	8,506	8,570	7,766
経 常 利 益(百万円)	663	616	442	244
当 期 純 利 益(百万円)	395	396	298	100
1株当たり当期純利益 (円)	61.65	61.76	46.56	15.59
総 資 産(百万円)	8,291	9,247	9,795	9,510
純 資 産(百万円)	6,705	6,932	7,055	6,999

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除）に基づき算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第45期の期首から適用しており、第44期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	当社の議決権比率	主要な事業内容
Mirador Building Contractor Pte. Ltd.	90.0%	足場工事、熱絶縁工事、 塗装、電気設備工事

(注) 2020年5月11日にて、Mirador Building Contractor Pte. Ltd.の株式を追加取得しております。これにより、同社に対する当社の議決権比率が増加しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境として、日本国内では今後さらに若年層の減少と高齢化が進み、単独世帯が増加していくものと想定されます。そのため、住宅業界については、新設住宅着工は減少していくものと考えられ、雇用情勢としても足場関連の業界を含めて建設業に従事する技能労働者は減少し続けると考えられます。在外子会社のあるシンガポールについては、日本と同様に高齢化が続くことで、労働者不足と賃金上昇が進むものと想定されます。

このような状況の中、当社グループでは、2021年4月期までの3事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、足場施工の戸建て向け以外の建物へのシフト、労働集約型ビジネスモデルからの脱却、足場施工の効率化と施工スタッフの高齢化への対応、多様な人財の獲得と働き方改革を命題に取り組んでまいりました。

この度、経営方針の刷新とともに2022年4月期からの3事業年度を期間とする新たな中期経営計画を作成いたしました。その内容は、持続可能な社会の実現に向けて当社グループ全体で取り組むものであり、以下の課題を掲げております。

① 既存事業の再構築と事業間連携の強化

これまでの事業運営では、部門の取引先や取り扱う商材、ノウハウを部門間で共有する機会が少なかったため、各部独自の取引先を増やすことができ、また、技術を高めることができた一方、営業活動や生産・施工活動が非効率となっておりました。そのため、今後は収益性を高めるためにも、情報や人財の共有、デジタル技術の導入、部門統合、新規事業立上げのほか、子会社を含めたグループ内での資源共有により、組織全体での営業体制を整え、事業間連携によるシナジーを発揮し、資源の効率化を図ると共に、お客様から、より選ばれる組織となることで、今まで以上に社会のニーズに応えてまいります。

② 新市場の創造と東南アジアでのビジネス基盤確立

当社に関連の深い戸建てを中心とする住宅市場や国内での人材が確保しにくくなる労働集約型のビジネスは、今後、国による規制が緩和されない限り、縮小を続けるものと考えております。そのため、新たな収益源を確保するためにも、これまで蓄積してきた足場の技術や取引先のネットワーク、業務効率化の仕組みを活用し、新たなマーケットに参入するほか、足場事業以外の市場を創造してまいります。また、事業活動の地域については、東南アジアを中心とした国外に拡げることで、新たなビジネスの機会を創出してまいります。

③ 未来社会に貢献するヒト創りと商品サービスの開発

当社グループが関わる社会課題として、建設技能者の不足と高齢化、建設現場における墜落事故の防止、災害発生後の早期インフラの復旧などがあります。これまで社内で蓄積してきた教育プログラムや企業文化をさらに発展、浸透させることで、高い技術と安全への強い使命感を持つスタッフを増やしていくと共に、より安全な仮設資材や工事用の装備品、システムの開発に注力することで、事故のない社会の実現に貢献してまいります。また、足場施工サービスを通じて得られた人財やノウハウを活かし、人手不足にある業界にアプローチすることで、社会全体の課題にも取り組んでまいります。

④ ヒトとデジタル技術をつないだビジネス革新

足場施工スタッフの大幅な増員は、今後も見込み難いと考えております。そのため、一人当たりの生産性を向上し、収益性を高めることが求められていますが、これまで取り組んできた施工管理システムを進化させるほか、IOT機器と連携したアプリケーションの開発、さまざまなデータの見える化など、デジタル技術の積極的な採用を進めることで、生産性を上げるだけでなく、スタッフの負担削減にも取り組んでまいります。また、社内で採用するデジタル技術を社外にも提供することで、社会全体での生産性向上に貢献してまいります。

⑤ E S（従業員満足）ファーストのガバナンス体制構築

当社グループでは、会社が永続するために最も大事にすべきはスタッフである従業員と考えております。スタッフの働く環境や待遇の向上は、お客様に対する対応品質の向上に繋がり、お客様の満足度が向上すれば収益が向上し、結果として企業価値が高まると捉えております。そのため、従業員が最大限に満足して働くことができるよう、統治体制の見直しを進め、多様な働き方の実現、充実した福利厚生制度のほか、全てのスタッフが成長を実感できる教育体系の構築を目指して取り組んでまいります。

(5) **主要な事業内容**（2021年4月20日現在）

当社グループは、施工サービス事業、製商品販売事業、海外事業およびその他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

- ① **施工サービス事業**
クサビ式足場「ビケ足場」等の施工サービス
- ② **製商品販売事業**
建築金物・仮設機材の製造・販売（ビケ部材のほか、中高層建築や橋梁などで使用される一般仮設材）
- ③ **海外事業**
シンガポールにて主にプラントのメンテナンス向けに、足場工事を中心とした熱絶縁工事や電気工事などの付帯工事
- ④ **その他の事業**
業務受託および保険代理店ほか

(6) 主要な営業所および工場 (2021年4月20日現在)

① 当社

(名 称)	(所 在 地)	(名 称)	(所 在 地)
本 社	大 阪 市 中 央 区	広島サービスセンター	広 島 市 安 佐 南 区
堺 工 場	堺 市 中 区	広島東サービスセンター	広 島 県 東 広 島 市
商 品 セ ン タ ー	堺 市 中 区	福山サービスセンター	広 島 県 福 山 市
東 京 支 店	東 京 都 港 区	山口東サービスセンター	山 口 県 岩 国 市
九 州 支 店	福 岡 県 古 賀 市	岡山サービスセンター	岡 山 県 倉 敷 市
埼玉サービスセンター	埼 玉 県 狭 山 市	福岡サービスセンター	福 岡 県 古 賀 市
神奈川サービスセンター	相 模 原 市 南 区	福岡西サービスセンター	福 岡 県 糸 島 市
川崎サービスセンター	川 崎 市 川 崎 区	福岡東サービスセンター	福 岡 県 京 都 郡 み や こ 町
横浜サービスセンター	横 浜 市 金 沢 区	北九州サービスセンター	北 九 州 市 八 幡 西 区
埼玉東サービスセンター	埼 玉 県 草 加 市	山口サービスセンター	山 口 県 下 関 市
千葉サービスセンター	千 葉 県 印 西 市	熊本サービスセンター	熊 本 市 東 区
埼玉北サービスセンター	埼 玉 県 久 喜 市	熊本北サービスセンター	熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町
滋賀サービスセンター	滋 賀 県 草 津 市	福岡南サービスセンター	福 岡 県 久 留 米 市
京都サービスセンター	京 都 府 亀 岡 市	大分サービスセンター	大 分 県 大 分 市
名古屋サービスセンター	名 古 屋 市 南 区	大阪整備工場	堺 市 中 区
三重サービスセンター	三 重 県 亀 山 市	神戸北整備工場	神 戸 市 北 区
大阪サービスセンター	堺 市 中 区	福岡南整備工場	福 岡 県 久 留 米 市
大阪北サービスセンター	大 阪 府 枚 方 市	福岡東整備工場	福 岡 県 京 都 郡 み や こ 町
兵庫サービスセンター	兵 庫 県 加 古 川 市	埼玉整備工場	埼 玉 県 狭 山 市
神戸北サービスセンター	神 戸 市 北 区	三重整備工場	三 重 県 亀 山 市

② 子会社

Mirador Building Contractor Pte. Ltd.	シンガポール
---------------------------------------	--------

(7) 従業員の状況 (2021年4月20日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減数
施工サービス事業	399名 (167名)	75名増 (24名増)
製商品販売事業	40名 (5名)	1名増 (－)
海外事業	104名 (271名)	6名増 (72名減)
その他	4名 (－)	－ (－)
全社 (共通)	61名 (5名)	10名増 (1名減)
合計	608名 (448名)	92名増 (49名減)

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数 (契約社員・常用パート・外国人技能実習生を含む。) は () 外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
504名(177名)	86名増 (23名増)	35.1歳	8.5年

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数 (契約社員・常用パート・外国人技能実習生を含む。) は () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先 (2021年4月20日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	808,341千円
United Overseas Bank Limited	197,016千円
株式会社三井住友銀行	157,060千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2021年4月20日現在)

- (1) 発行可能株式総数 26,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,618,000株 (自己株式 1,205,112株を含む)
 (3) 株主数 3,003名
 (4) 大株主 (上位12名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 和 顔	1,399,800株	21.83%
ダ イ サ ン 取 引 先 持 株 会	505,100	7.88
ダ イ サ ン 従 業 員 持 株 会	281,660	4.39
大 原 春 子	273,700	4.27
金 沢 昭 枝	228,000	3.56
三 浦 民 子	228,000	3.56
三 浦 基 和	228,000	3.56
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	200,000	3.12
三 浦 宣 子	128,000	2.00
角 谷 清 美	96,000	1.50
三 浦 星 美	96,000	1.50
三 浦 摩 美	96,000	1.50

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が1,205,112株あります。
 2. 持株比率は自己株式 (1,205,112株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

- (1) 取締役の状況（2021年4月20日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	三 浦 基 和	
代 表 取 締 役 社 長	藤 田 武 敏	
常 務 取 締 役	岡 光 正 範	
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ）	斐 薫	弁護士法人オルビス代表社員
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ）	石 光 仁	公認会計士税理士石光仁事務所所長
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ）	豊 田 孝 二	アクシア法律会計事務所所長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）斐 薫氏、取締役（監査等委員）石 光仁氏および取締役（監査等委員）豊田孝二氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）斐 薫氏、取締役（監査等委員）石 光仁氏および取締役（監査等委員）豊田孝二氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（監査等委員）斐 薫氏は、会計士補の資格を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）石 光仁氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）豊田 孝二氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 当社は取締役（監査等委員）斐 薫氏、取締役（監査等委員）石 光仁氏および取締役（監査等委員）豊田 孝二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、社外取締役3名で構成される監査等委員会が主体となり、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しておりますが、遠隔での監査が実施しやすいように、グループウェアのIDを割当て、常に社内資料の確認ができるなどの環境整備を行っています。そのため、必ずしも常勤者の選定が必要であると判断していないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 取締役の報酬等

当社は、2021年2月2日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

なお、当社は取締役の報酬に関する任意の諮問委員会を設置しておりません。これは現在の取締役会が、監査等委員を除く取締役と監査等委員である取締役が同数で構成されており、監査等委員はすべて独立社外取締役で取締役会の議決権も有していることから、取締役の報酬の決定権限は、適切に行使されるものと考えているためです。

ただし、今後、取締役会の構成が変わる場合は、適宜に報酬委員会などの任意の諮問委員会の設置を検討するようにいたします。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬などの内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 固定報酬（基本報酬・役職報酬）に関する方針

固定報酬については、等級と役職により、その支給額を定めており、等級については定時株主総会後の取締役会の決議により洗い替えることとしております。なお、報酬の支給方法は、役員報酬規程に定め支給しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬については、決算調整前の営業損益によって決定される従業員賞与の支給月数を指標とし、毎年5月度に開催される取締役会で協議の上、その支給額を決議し、7月に支給することとしております。なお、取締役会での協議においては、支給時期の経営環境、財政状態を考慮し、一律に支給するものとせず、減額もしくは支給しないことを検討することとしております。

監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 固定報酬（基本報酬・役職報酬）に関する方針

各監査等委員である取締役に対する支給金額は、定時株主総会後に開催される監査等委員会において、監査等委員である取締役の協議により決定するものとしております。なお、報酬の支給方法は、役員報酬規程に定め支給しております。

また、役員報酬規程に定める通り、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定するものとしております。各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によるものと決議されております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）と執行役員に対する有効な監査・監督機能の発揮を期待される立場から、固定報酬のみとしております。

当事業年度にかかる報酬等の総額

区 分	報酬等の額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の数
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	73,140千円 （-千円）	73,140千円 （-千円）	-千円 （-千円）	3名 （-名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	10,800千円 （10,800千円）	10,800千円 （10,800千円）	-千円 （-千円）	3名 （3名）
合計 （うち社外役員）	83,940千円 （10,800千円）	83,940千円 （10,800千円）	-千円 （-千円）	6名 （3名）

（注）2015年7月9日開催の定時株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）分が年額120,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役分が年額15,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役（監査等委員） 斐 薫氏は、弁護士法人オルビスの代表社員であります。
当社は弁護士法人オルビスとの間には特別な関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員） 石 光仁氏は、公認会計士税理士石光仁事務所の所長であります。
当社は公認会計士税理士石光仁事務所との間には特別な関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員） 豊田 孝二氏は、アクシア法律会計事務所の所長であります。
当社はアクシア法律会計事務所との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度における監査等委員会の主な活動状況として、委員会を月1回開催し、コーポレートガバナンス・コードへの対応中心に協議を行い、経営に関わる各種の提言を行いました。具体的な内容としては、取締役会と各種合議体の関連と役割に関する提言、中期経営計画の進捗確認と新たな計画に関する協議、職位別マネジメントが適正に発揮できる環境かどうかの調査、コロナ禍における働き方改革への取り組み提言のほか、公正取引委員会による勧告後の取り組み確認、労務管理における適法性の確認などが挙げられます。そのほか、会計監査人に対し、監査計画に則って適切に監査時間が確保できているかを四半期毎に計画との差異を報告させるなど、連携強化に取り組みました。また、コロナ禍のために、リモート中心で行った内部監査の結果を確認し、追加事項を指示するなどのサポートを行い、現場における課題抽出に努めました。

		出席状況および社外取締役にて期待される役割 に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員）	裴 薫	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会については、単に業務執行役員の業務執行に対する適法性・妥当性の確認を行い、議決権行使をするだけでなく、経営課題やリスク管理体制についての整備および運用状況の確認など、職業的専門家の見地を超え、社外の立場から提言をしております。</p> <p>また、監査等委員会においては、筆頭独立社外取締役として、方針や計画への取り組みと進捗状況を経営陣に厳しく追及するほか、社内の統治体制や監査結果についての意見交換など、法曹としての見地から適宜、発言を行い、内部監査室と連携の上で、必要があれば各部署の責任者を委員会へ招致し、調査、報告の指示を行いました。</p>
取締役（監査等委員）	石 光 仁	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会については、財務・会計の専門家として、業務執行に対する適法性・妥当性の確認を行い、議決権行使をするだけでなく、社外での経営に関するアドバイザーとしての知見をもとに、経営課題等、広い範囲で意見や提言をしております。</p> <p>また、監査等委員会において、会計監査人の業務内容や、財務報告に係る内部統制の体制、内部監査における会計上のモニタリング実施状況等について適宜、必要な発言を行い、必要があれば内部監査室と連携の上、調査、報告の指示を行っております。そのほか、経営幹部や幹部候補の社員に対し、財務に関わるマネジメントの指導を行うなど、人材の育成にも取り組みました。</p>
取締役（監査等委員）	豊 田 孝 二	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会については、弁護士および公認会計士として、過去の計算書類等の閲覧、他の取締役や内部監査員への質問、データ分析の手續きを中心に行い、職業的専門家としての見地より企業統治の状況確認を行い、社外の立場から必要な提言をしております。</p> <p>また、監査等委員会においては、必要に応じて業務補助者に調査を命じ、社内のリスク評価に努めております。そのほか、会計方針の変更について、会計監査人と論点の洗い出しから適用まで、その妥当性の確認を積極的に行い、労務管理に関する適法性の確認については、社外の立場で事業所の担当者にアンケートを行い、業務改善のための提言に繋げました。</p>

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（監査等委員）裴 薫氏、取締役（監査等委員）石 光仁氏および取締役（監査等委員）豊田 孝二氏との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,404千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,404千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬の額を同意するにあたり、取締役、情報取扱責任者、経理財務課責任者および職務を補助すべき使用人として指名した内部監査室員および内部統制委員会委員より提供された情報と、会計監査人より提供された過年度の監査結果の監査工数、監査手続等の職務遂行状況の報告、並びに品質管理システムの整備・運用状況の概要報告を踏まえ、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は適正であると判断し、同意をいたしました。
3. 当社の海外子会社Mirador Building Contractor Pte. Ltd.については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、原則として、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、『社是』『企業理念』『基本方針』『営業方針』『品質方針』『安全衛生管理方針』に関し、代表取締役が、その精神を役職者はじめ全使用人に、継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守及び清廉潔白、公明正大が企業活動の原点であることを周知徹底します。

代表取締役は、企業がその事業活動に対して求められている社会的要請を実現するための体制をコンプライアンス体制と位置付け、経営企画室をコンプライアンス全体に関する総括責任部門とし、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたります。

監査等委員会及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、監理委員会を通じて取締役会に報告します。取締役会は、適宜コンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任部署を経営企画室とし、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」及び「IT管理規程」に定め、当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理・保存します。

監査等委員会は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているか監査し、必要に応じて取締役会に報告します。「文書管理規程」及び「IT管理規程」は、必要に応じて適宜見直し、改善を図るものといたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスクを統括的に管理する部門は経営企画室とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立します。カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」「与信債権管理規程」「安全衛生管理規程」「固定資産管理規程」「事業所管理規程」「非常災害対策規程」等を制定します。

監査等委員会及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を監理委員会を通じて取締役会に報告します。取締役会は、適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営企画室は、中期経営計画及び年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるように監督します。各部門担当取締役・執行役員・部長・リーダーは、経営計画及び「組織関連規程」に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定します。経営企画室は、その遂行状況を各部門担当取締役・執行役員・部長・リーダー

一に取締役会・経営会議・その他部門会議等において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図ってまいります。

また「組織関連規程（組織規程・職務権限規程等）」は、必要に応じて適宜見直し、改善を図るものといたします。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

代表取締役は、「①」で述べた「コンプライアンス全体に関する総括責任部門」のほかに、各部門の部長・リーダーをコンプライアンス推進責任者として任命し、グループ全体のコンプライアンスを推進できる体制にいたします。

また、施工・営業・製造部門の担当取締役・執行役員は、既存の「外注管理規程」「サービスマン管理規程」等に基づき、グループにおける業務の適正を確保させます。

監査等委員会及び内部監査室は、グループにおける業務の適正が確保されているかを監査し、取締役会、監理委員会に報告します。

取締役会は、グループにおける業務の適正を確保するための体制について適宜見直し、問題点の把握と改善に努めます。

⑥ 子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を制定し、関係会社の範囲や業務統括部署、関係会社に対する議決権の行使や内部監査の実施等、子会社の業務の適正を確保するための体制を定めております。

なお、子会社の評価に関わらず、業績を含めた財務状況と経営課題の報告、取り組みの進捗については、毎月1回の定例会議にて情報共有を行うようにしております。

⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査等委員会と協議の上、内部監査室員及び内部統制委員会委員を監査等委員を補助すべき使用人として指名することができます。

監査等委員会が指定する補助すべき期間中、当該使用人に関しては、監査等委員に指揮権が移譲したものとして、監査等委員会以外の取締役の指揮命令は受けず、また、監査等委員会の同意なしに解任することができないものとします。

⑧ 監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営

会議及び各委員会並びに各部門会議等、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を法令・定款及び「監査等委員会規程」等社内規程に基づき、監査等委員会に報告するものといたします。

監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席するとともに、稟議書類等、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることといたします。

また、「監査等委員会規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査等委員は、内部監査室及び会計監査人と情報の交換を行うなど連携を保ちながら、自らの監査結果の達成を図ってまいります。

- ⑨ 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を通知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定した「外部内部通報規程」の周知徹底に取り組んでおります。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するために、「内部統制運用規程」を制定するとともに、「内部統制委員会」を設置して、内部統制の確実な運用と継続的改善を図ってまいります。

- ⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行上必要とする費用等については、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

- ⑫ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

また、反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を経営企画室と定め、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行うとともに、警察等関連機関との情報交換及び連携を図ってまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 全社における法令及び社会倫理を遵守するための体制の運用状況

・当社では、全ての役職員、使用人について、法令及び社会倫理を遵守するための基本的な指針として、「企業倫理規程」及び「企業倫理綱領」を定めております。また、当該規程を全

ての役職員が共有し、意識しやすくするために、「Daisan Style（行動準則）」を定め、全事業所に掲示すると共に、社員の利用するグループウェア上で、誰でも閲覧できるようにしております。

なお、「Daisan Style（行動準則）」については、当社のウェブサイト (<http://www.daisan-g.co.jp/company/vision//index.html>) にて公開しております。

- ・代表取締役は、全ての役職員、使用人が法令及び社会倫理の遵守に努められるよう、『社是』『企業理念』『基本方針』『営業方針』『品質方針』『安全衛生管理方針』の周知徹底を図り、当社に対する社会的要請を反映するため、適宜見直しを行っております。
- ・子会社においても、「企業倫理規程」と「行動準則」を定め、全ての役職員、使用人について、法令及び社会倫理を遵守するための基本的な指針としております。
- ・監査等委員会及び内部監査室は、内部監査業務により連携を図り、全社的なコンプライアンスの状況を調査し、適宜、監理委員会を通じて取締役会に報告を行っております。
- ・子会社においても内部通報手段の確立と通報者の保護強化を図るために、内部通報に係る適切な体制を整備しております。

② 全社的なリスク管理体制の運用状況

- ・リスク管理体制の基盤となる、全社及び部門毎の関連規程については、適宜見直しを行い、規程の遵守状況の評価については、経営企画室における審査業務と、内部監査室が実施する内部監査業務を中心に行い、個別での是正指導や監査等委員会、監理委員会、経営会議への報告を通じて、リスクに応じた適切な対応を行っております。
- ・リスクへの対応については、経営企画室が統括的に管理しておりますが、リスクの重要性に応じ、顧問弁護士をはじめ弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士など各業務分野に関わる職業的専門家から、適時アドバイスを受ける体制を構築し、事前のリスク回避を行っております。また、在外子会社への対応については、国際業務に優れる各分野の専門家を利用し、事前のリスク回避に努めております。

③ 取締役の職務が適正かつ効率的に執行される体制の運用状況

- ・当社は、監査等委員会設置会社ですが、議決権のある監査等委員である取締役を置くことにより、業務執行取締役に対する、より一層の監査・監督機能の強化を行っております。また、執行役員を選任することで、取締役会における意思決定の迅速な執行体制の運用を行っております。
- ・取締役会において決定された業務執行に関する事項については、経営会議や4つの専門委員会（中央安全衛生、監理、人事、内部統制）での合議により、具体的な執行内容の決定と進捗管理が行われ、各部門においては、決定された事項、経営計画及び「組織関連規程」に基づき、具体的な施策及び効率的な業務の執行と進捗の報告が行われています。
- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につきましては、関連する規程に則り、適切な運用を実施しております。また、情報技術に関する機器を通して、外部へ情報が流出する

リスク並びに外部より侵入されるリスクを低減するため、IT資産管理及び情報漏えい対策のための仕組みを導入しております。

- ④ 監査等委員会の職務が適正かつ効率的に執行される体制の運用状況
 - ・ 監査等委員会は、社外取締役である監査等委員3名で構成しております。監査等委員会は、法令、定款及び「監査等委員会規程」等に従い、監査等委員会の開催と、取締役会等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧、業務、財産状況の調査等を通じて、取締役会及び業務執行取締役の業務執行の妥当性、適法性の監査・監督を行っております。
 - ・ 監査等委員会は、内部監査室と常に相互連携を行い、監査対象についてのリスクを適時に把握するため、日常的なモニタリング結果をはじめ、定期的な往査による監査結果の情報共有、共同での監査を実施するなど、効率面に留意しながらも、効果的な監査となるよう、業務を執行しております。
 - ・ 社外取締役である監査等委員につきましては、遠隔にて社内の状況が把握できるように、全ての役職員が使用するグループウェアの閲覧権限を設定しております。
- ⑤ 内部監査の状況
 - ・ 内部監査については、監査等委員会の直属として内部監査室を設置し、「内部監査規程」及び年度計画に基づき、経営の見地から内部監査を行っております。監査結果は監理委員会にて結果報告を行い、課題があれば必要に応じ、週に1回開催される経営会議にて改善指示等を上程しております。
 - ・ 内部監査室と会計監査人との連携について、内部監査室の監査結果について、財務報告に係る内部統制の評価に関わる内容を中心に情報共有を図り、健全な統制環境が維持できるよう、連携を深めております。
 - ・ 在外子会社の内部監査について、使用する会計システムが適時に閲覧できるよう整備し、日常的モニタリングが行える仕組みを導入しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元と業績を拡大していくための内部留保とのバランスを考慮し、適切な配当を行うことを基本方針としております。

なお、内部留保金につきましては、継続的な業績の伸張を図るため、事業拡大と経営基盤の強化に対し、重点的に投資を行ってまいります。

当事業年度（2021年4月期）におきましては、企業価値の向上と株主の皆様への還元の結びつきをより明確にできるよう、配当性向30%、もしくは株主資本配当率（DOE）2.0%のうち、いずれか高い方を下限として利益配分させていただくことを基本方針といたしました。

このような方針の中で、当事業年度（2021年4月期）は期末配当金11円の1株当たり年間配当金21円となります。

連結貸借対照表

(2021年4月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[5,154,218]	【流動負債】	[2,131,586]
現金及び預金	1,488,763	支払手形及び買掛金	478,575
受取手形及び売掛金	1,733,651	電子記録債務	259,914
電子記録債権	73,922	短期借入金	258,022
商品及び製品	635,797	1年内返済予定の長期借入金	158,416
仕掛品	166,803	リース債務	45,107
原材料及び貯蔵品	149,624	未払法人税等	51,570
賃貸用仮設材	857,853	賞与引当金	135,322
その他の流動資産	62,129	その他の流動負債	744,658
貸倒引当金	△14,326	【固定負債】	[1,155,549]
【固定資産】	[4,846,641]	長期借入金	936,518
(有形固定資産)	(2,903,909)	リース債務	21,597
建物及び構築物	1,023,923	繰延税金負債	7,627
機械装置及び運搬具	123,226	資産除去債務	90,091
土地	1,656,757	その他の固定負債	99,715
その他の有形固定資産	100,001	負債合計	3,287,136
(無形固定資産)	(724,513)	純資産の部	
のれん	604,556	【株主資本】	[6,624,165]
その他の無形固定資産	119,957	(資本金)	(566,760)
(投資その他の資産)	(1,218,219)	(資本剰余金)	(569,954)
投資有価証券	574,847	(利益剰余金)	(6,406,434)
関係会社株式	646	(自己株式)	(△918,983)
関係会社出資金	14,812	【その他の包括利益累計額】	[20,972]
繰延税金資産	50,747	(その他有価証券評価差金)	(53,782)
その他の投資	584,110	(為替換算調整勘定)	(△32,810)
貸倒引当金	△6,944	【非支配株主持分】	[68,586]
資産合計	10,000,860	純資産合計	6,713,724
		負債・純資産合計	10,000,860

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月21日から
2021年4月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	8,653,603
売上高		6,203,131
売上原価		2,450,471
販売費及び一般管理費		2,581,573
営業外収益		131,101
受取利息	3,134	
受取配当金	2,808	
不動産賃貸料	2,933	
助成金収入	303,442	
その他の営業外収益	30,648	342,967
営業外費用		
支払利息	14,315	
為替差損	3,564	
減価償却費	9,536	
その他の営業外費用	7,299	34,715
経常利益		177,150
特別利益		
投資有価証券売却益	73,915	73,915
特別損失		
固定資産除売却損	1,774	
関係会社株式評価損	53,105	
消費税転嫁対策特措法関連損失	49,560	104,440
税金等調整前当期純利益		146,625
法人税、住民税及び事業税	98,225	
法人税等調整額	15,700	113,925
当期純利益		32,699
非支配株主に帰属する当期純損失		2,059
親会社株主に帰属する当期純利益		34,759

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月21日から
2021年4月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	566,760	649,860	6,519,170	△918,982	6,816,808
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注1)			△147,496		△147,496
親会社株主に帰属する 当期純利益			34,759		34,759
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社株式の取得 による持分の増加		△79,905			△79,905
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△79,905	△112,736	△0	△192,643
当連結会計年度末残高	566,760	569,954	6,406,434	△918,983	6,624,165

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	61,677	△11,352	50,324	144,979	7,012,112
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注1)					△147,496
親会社株主に帰属する 当期純利益					34,759
自己株式の取得					△0
連結子会社株式の取得 による持分の増加					△79,905
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	△7,894	△21,457	△29,352	△76,393	△105,745
連結会計年度中の変動額合計	△7,894	△21,457	△29,352	△76,393	△298,388
当連結会計年度末残高	53,782	△32,810	20,972	68,586	6,713,724

(注) 1. 2020年6月の取締役会における剰余金処分項目 83,367千円および2020年12月に実施しました中間配当 64,128千円であります。

2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 Mirador Building Contractor Pte. Ltd.

(2) 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 DRC株式会社
DAISAN INTERNATIONAL VIETNAM CO.,LTD.
Golden Light House Engineering Pte. Ltd.
PM & I Pte. Ltd. (2021年5月1日付でDaisan Asia Pacific Pte. Ltd.
に社名変更しております。)
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(3) 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況 該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法非適用会社の数 4社

持分法非適用会社の名称

DRC株式会社 他3社

持分法非適用会社4社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のMirador Building Contractor Pte. Ltd.の決算日は1月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関係会社出資金
満期保有目的の債券
その他有価証券 時価のあるもの

移動平均法による原価法
定額法による償却原価法
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
移動平均法による原価法

時価のないもの

デリバティブ 時価法

たな卸資産

商品・原材料

移動平均法による原価法 (連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

製品・仕掛品

総平均法による原価法 (連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

先入先出法による原価法 (連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

賃貸用仮設材

購入年度別の総平均法による原価法に基づく取得価額から使用可能期間で均等償却した減耗費を控除する方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備と構築物については、定額法を採用しております。在外子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～38年
構築物	10～15年
機械及び装置	2～10年
投資不動産	60年

無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 自社利用のソフトウェア 5年 のれん 10年～15年
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
使用权資産	使用权資産は、リース期間にわたり定額法により減価償却を行っております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理	税抜き方式によっております。
-----------	----------------

(表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、区分掲記して表示しておりました「無形固定資産」の「ソフトウェア」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、区分掲記して表示しておりました「投資その他の資産」の「投資不動産」および「差入保証金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記して表示しておりました「営業外収益」の「売電収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

のれん 604,556千円

企業結合により取得した企業又は事業の取得原価は、当該資産及び負債に対して配分しており、取得原価が、資産及び負債に配分された純額を上回る場合は、その超過額をのれんとして資産に計上しております。のれん及びのれん以外の無形固定資産は、その効果の及ぶ期間にわたって、定期的に償却しております。

のれんを評価するにあたり、当社グループでは固定資産の減損に係る会計基準に従い、のれんを含む資金グループについて、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている場合等において、のれんの減損の兆候を識別しております。

のれんの減損の兆候を識別した場合、のれんを含む資産グループにおける回収可能価額を使用価値により測定し、減損損失の認識の判定を行っておりますが、その使用価値測定のベースとなる将来キャッシュ・フローは、当連結会計年度末の事業計画を基礎として見積っております。

事業計画における将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、子会社および事業の属する市場環境等に一定の仮定をしておき、その仮定には不確実性が伴います。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	276,596千円
土地	408,289千円
投資不動産	158,846千円
計	843,732千円
上記に対応する債務	261,594千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,132,131千円

3. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

DRC株式会社 115,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 7,618,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年6月5日 取締役会	普通株式	83,367千円	13.00	2020年4月20日	2020年6月19日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	64,128千円	10.00	2020年10月20日	2020年12月28日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2021年6月2日の取締役会において、次のとおり決議されております。

- ・配当金の総額 70,541千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たりの配当額 11.00円
- ・基準日 2021年4月20日
- ・効力発生日 2021年6月18日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、投機的な投資は行わない方針であり、低リスクの金融商品に限定しております。また、資金調達については、銀行等の金融機関からの借入や社債発行により行う方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財政状況等の把握を行っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びリース債務の用途は運転資金及び設備投資資金であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、固定金利による借入及び発行を実施し、リスクの低減を図っております。

また、支払手形及び電子記録債務、ならびに買掛金及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引については、為替変動リスクを軽減するために為替予約を利用してあり、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年4月20日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,488,763	1,488,763	－
(2) 受取手形及び売掛金	1,733,651	1,733,651	－
(3) 電子記録債権	73,922	73,922	－
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	574,847	574,847	－
資 産 計	3,871,185	3,871,185	－
(1) 支払手形及び買掛金	478,575	478,575	－
(2) 電子記録債務	259,914	259,914	－
(3) 短期借入金	258,022	258,022	－
(4) リース債務（流動負債）	45,107	45,434	327
(5) 長期借入金	1,094,935	1,086,686	△8,248
(6) リース債務（固定負債）	21,597	21,638	41
負 債 計	2,158,152	2,150,273	△7,879

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は簿価にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1)支払手形及び買掛金、(2)電子記録債務、(3)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は簿価にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)リース債務(流動負債)、(6)リース債務(固定負債)

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっていることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

なお、1年内返済長期借入金も含めて表示しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次の通りであり、「2. 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

・子会社株式646千円、子会社出資金14,812千円については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たりの純資産額	1,036円22銭
2. 1株当たりの当期純利益	5円42銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年4月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[4,326,495]	【流動負債】	[1,622,118]
現金及び預金	1,175,973	支払手形	49,372
受取手形	85,961	電子記録債権	259,914
電子記録債権	73,922	買掛金	361,551
売掛金	1,244,517	1年内返済長期借入金	124,996
商製品	42,127	未払金	127,401
製成品	593,670	未払法人税等	51,570
仕掛品	166,803	未払消費税等	45,362
原材料	144,072	未払費用	252,890
貯蔵品	5,551	賞与引当金	135,322
貸用仮設材	752,492	その他の流動負債	213,736
短期貸付金	1,200	【固定負債】	[888,636]
未収入金	4,424	長期借入金	708,345
その他の流動資産	38,795	資産除去債務	90,091
貸倒引当金	△3,017	その他の固定負債	90,200
【固定資産】	[5,184,110]	負債合計	2,510,754
(有形固定資産)	(2,463,063)	純資産の部	
建物	509,545	【株主資本】	[6,946,068]
構築物	215,198	(資本金)	(566,760)
機械及び装置	52,438	(資本剰余金)	(649,860)
車両及び運搬具	0	資本準備金	649,860
工具器具及び備品	29,123	(利益剰余金)	(6,648,431)
土地	1,656,757	利益準備金	49,795
(無形固定資産)	(170,259)	その他利益剰余金	6,598,636
電話加入権	5,440	別途積立金	3,328,000
ソフトウェア	99,520	繰越利益剰余金	3,270,636
のれん	50,302	(自己株式)	(△918,983)
その他の無形固定資産	14,996	【評価・換算差額等】	[53,782]
(投資その他の資産)	(2,550,787)	(その他有価証券評価差額金)	(53,782)
投資有価証券	574,847	純資産合計	6,999,851
関係会社株式	1,526,893	負債・純資産合計	9,510,606
更生債権等	3,794		
保険積立金	101,186		
差入保証金	186,081		
その他の投資	164,928		
貸倒引当金	△6,944		
資産合計	9,510,606		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月21日から
2021年4月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		
施工売上高	6,690,312	
製商品売上高	1,006,333	
その他売上収入	69,852	7,766,498
売 上 原 価		
施工売上原価	4,710,971	
製商品売上原価	736,622	
その他売上原価	18,440	5,466,034
売上総利益		2,300,464
販売費及び一般管理費		2,210,256
営業利益		90,207
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,943	
投資有価証券売却益	2,799	
受取手数料	429	
受取保険金等	588	
助成金収入	131,623	
その他の営業外収益	24,180	165,565
営業外費用		
支払利息	1,468	
減価償却費	1,325	
その他の営業外費用	8,125	10,919
経常利益		244,854
特別利益		
投資有価証券売却益	73,915	73,915
特別損失		
固定資産除売却損	780	
関係会社株式評価損	53,105	
消費税転嫁対策特措法関連損失	49,560	103,446
税引前当期純利益		215,322
法人税、住民税及び事業税	99,000	
法人税等調整額	16,314	115,314
当期純利益		100,008

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月21日から
2021年4月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金			利益剰余金 合計	
当 期 首 残 高	566,760	649,860	649,860	49,795	3,328,000	3,318,124	6,695,919	△918,982	6,993,557	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当(注1)							△147,496	△147,496		△147,496
当 期 純 利 益							100,008	100,008		100,008
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△47,488	△47,488		△0	△47,488
当 期 末 残 高	566,760	649,860	649,860	49,795	3,328,000	3,270,636	6,648,431	△918,983	6,946,068	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	61,677	61,677	7,055,234
事業年度中の変動額			
剰余金の配当(注1)			△147,496
当 期 純 利 益			100,008
自己株式の取得			△0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△7,894	△7,894	△7,894
事業年度中の変動額合計	△7,894	△7,894	△55,382
当 期 末 残 高	53,782	53,782	6,999,851

(注) 1. 2020年6月の取締役会における剰余金処分項目 83,367千円および2020年12月に実施しました中間配当 64,128千円であります。

2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

満期保有目的の債券

定額法による償却原価法

その他有価証券 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

製品・仕掛品

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(4) 賃貸用仮設材の評価基準及び評価方法

購入年度別の総平均法による原価法に基づく取得価額から使用可能期間で均等償却した減耗費を控除する方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備と構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～38年
構築物	10～15年
機械及び装置	2～10年

- (2) 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法
自社利用のソフトウェア 5年
のれん 10年
- (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。
4. その他計算書類の作成の基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 税抜き方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式 1,526,893千円

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の実質価額が著しく低下したときは、関係会社の事業計画を入手したうえで、関係会社株式の実質価額の回復可能性の判断を行っております。

関係会社の事業計画においては、関係会社が属する市場環境等に一定の仮定をおいており、その仮定には不確実性が伴います。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において関係会社株式評価損(特別損失)が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産
- | | |
|-----------|-----------|
| 建物 | 8,580千円 |
| 土地 | 408,289千円 |
| 計 | 416,870千円 |
| 上記に対応する債務 | -千円 |

2. 有形固定資産の項目別減価償却累計額

建物	569,956千円
構築物	364,762千円
機械及び装置	561,669千円
車両及び運搬具	354千円
工具器具及び備品	342,154千円
リース資産	6,480千円

3. 債務保証

関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

Mirador Building Contractor Pte. Ltd.	1,059,630千円
D R C 株式会社	115,000千円
計	1,174,630千円

4. 関係会社に対する金銭債権、債務

子会社立替金	190千円
子会社未払金	2,685千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	25,456千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	1,205,112株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	92,441千円
賞与引当金	41,381千円
長期未払金	27,583千円
資産除去債務	27,549千円
関係会社株式評価損	16,239千円
未払社会保険料	14,950千円
資産調整勘定	7,221千円
償却超過	6,233千円
前払費用	5,968千円
未払事業税	5,898千円
借地権	4,937千円
貸倒引当金	3,046千円
未払金	2,587千円
ゴルフ会員権評価損	1,529千円
棚卸資産評価損	796千円
その他	1,098千円
評価性引当金	△172,114千円
繰延税金資産合計	<u>87,350千円</u>

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△23,710千円
資産除去債務（固定資産計上）	△12,324千円
特定退職金共済拠出金前払	△568千円
繰延税金負債合計	<u>△36,602千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>50,747千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税等均等割	11.4%
評価性引当金	9.0%
交際費	1.5%
のれん償却	1.1%
国外関連者に対する寄付金	0.9%
法人税特別控除	△0.3%
税率変更による影響	△0.5%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>53.6%</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社などの名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Mirador Building Contractor Pte. Ltd.	直接90	債務保証 役員の兼任	債務保証	1,059,630	—	—
子会社	DRC株式会社	直接100	債務保証 役員の兼任	債務保証	115,000	—	—

(注) 債務保証は、金融機関からの借入金に対するものであります。なお、保証料の受領は行っておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,091円53銭
2. 1株当たり当期純利益	15円59銭

(その他の注記)

資産除去債務に関する注記

当社は、事業用土地の所有者との間で締結している不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務を有しているため、資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は7年から39年、割引率は0.000%から2.116%を採用しております。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

(単位:千円)

期首残高	82,987
三重サービスセンター・整備工場 新設による増加額	5,510
福岡ヤード 新設による増加額	770
岡山サービスセンター 移転による増加額	358
時の経過による調整額	464
期末残高	90,091

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月2日

株 式 会 社 ダ イ サ ン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 内 茂 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイサンの2020年4月21日から2021年4月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイサン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月2日

株式会社ダイサン

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 内 茂 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイサンの2020年4月21日から2021年4月20日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月21日から2021年4月20日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月2日

株式会社ダイサン 監査等委員会

監査等委員（社外） 斐 薫 ㊟

監査等委員（社外） 石 光 仁 ㊟

監査等委員（社外） 豊 田 孝 二 ㊟

(注) 監査等委員 斐 薫、石 光仁及び豊田 孝二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名に加え、コーポレート・ガバナンス強化を図る一環として、取締役会での実効性をさらに高めるために、取締役1名を増員することとし、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会より、候補者4名については、これまでの経営実績から事業運営に精通していると判断し、適任であることの意見がなされています。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	みうらもと かず和 三浦基和 (1949年10月5日生) 再任 取締役在任期間45年7ヶ月	1974年4月 当社入社 1975年12月 当社専務取締役 1982年7月 当社代表取締役社長 2015年4月 当社代表取締役会長(現任)	228,000株
(取締役候補者とした理由) 40年近く、当社の代表取締役として経営を行い、現在の業界での地位を築き上げた実績と経験を評価し、取締役の候補者として適任であると判断していることから、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	ふじ た たけ とし 藤 田 武 敏 (1968年11月20日生) 再任 取締役在任期間14年	1993年10月 当社入社 2000年6月 当社大阪サービスセンター係長 2001年4月 当社第一営業企画部課長 2002年4月 当社営業企画部部长 2003年2月 当社住環境事業部部长 2003年7月 当社執行役員住環境事業部部长 2005年10月 当社執行役員住環境事業部リーダー 2007年7月 当社取締役 2008年3月 当社営業本部長 2011年11月 当社施工営業本部長兼 近畿・京滋東海エリア統括部長 2013年10月 当社専務取締役 2014年2月 当社施工営業本部長 2015年4月 当社代表取締役社長(現任) 2016年6月 当社営業本部長	13,000株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>当社に入社後、複数の事業と要職を経験し、事業基盤の基礎を構築した実績と、その手腕を評価しております。また、今後を見据え、新たな市場の開拓、魅力ある職場創り、積極的なIR活動など、様々な経営課題に対して自ら率先して取り組む姿勢は、当社の成長に力強く貢献いただけると考え、取締役の候補者として適任であると判断していることから、選任をお願いするものであります。</p>			

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

候補者番 号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
3	おかみつまさのり 岡光正範 (1949年11月26日生) 再任 取締役在任期間10年	1972年4月 ナショナル住宅建材株式会社 (現 パナソニックホームズ株式 会社) 入社 1989年8月 東京ナショナル都市住宅株式会社 代表取締役専務 1998年4月 神奈川東パナホーム株式会社 代表取締役専務 2001年4月 株式会社ナテックス代表取締役専務 2003年5月 同社代表取締役社長 2010年1月 当社入社 2011年4月 当社首都圏ブロック統括部長 2011年7月 当社取締役 2011年9月 当社首都圏エリア統括部長 2014年6月 当社常務取締役(現任) 2016年2月 当社施工営業本部長 2016年6月 当社施工サービス本部長	5,000株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>住宅業界における経営者としての経験と、当社に入社以来、施工サービス事業の成長基盤となっている首都圏地区での多大な実績を評価し、取締役の候補者として適任であると判断していることから、選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	さがらまさひろ 相良正弘 (1972年3月14日生) 新任	1992年9月 当社入社 1996年10月 当社熊本サービスセンター サービス課 主任 2001年6月 当社熊本サービスセンター サービス課 係長 2002年3月 当社熊本サービスセンター 副所長 2005年10月 当社レンタル事業本部付 2006年2月 当社神奈川サービスセンター リーダー 2007年1月 当社関東エリア 統括部長 2008年3月 当社首都圏ブロック ブロック長 2011年9月 当社首都圏エリア エリア長 2015年7月 当社執行役員 首都圏エリア エリア長 2016年11月 当社執行役員 施工サービス本部 副本部長 2017年2月 当社執行役員 施工サービス本部 本部長 2020年6月 当社執行役員 施工サービス本部 本部長兼 首都圏東・西エリア 統括 2021年4月 当社執行役員 施工サービス事業部 事業部長兼 首都圏地域統括部長(現任)	一株
(取締役候補者とした理由) 当社に入社後、足場施工に関する高い技術と知見を活かして、当社と請負スタッフをつなぐ役割を担い、特に首都圏エリアの進出と展開に大きく貢献し、足場施工サービス事業における基盤を確立した実績を評価しております。今後も事業に関わるベテランから若手スタッフに対しての強いリーダーシップを発揮していただけたと考え、取締役の候補者として適任であると判断していることから、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、斐 薫氏は退任されます。つきましては、新任である候補者1名を加えまして監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	石 光 仁 (1957年9月14日生) 再任 監査等委員である 社外取締役在任期間6年	1985年8月 日本公認会計士協会 公認会計士登録 1989年7月 石光仁公認会計士事務所(現 公認会計士税理士石光仁事務所) 開設、 所長(現任) 2000年7月 当社監査役 2015年7月 当社監査等委員である社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士税理士石光仁事務所所長	2,000株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>2000年7月より、当社の監査役および監査等委員である取締役として、監査業務に従事いただいていることから、社外の立場でありながらも、当社の事業・財務・組織等に関する十分な知識を有されており、また、長年、公認会計士の立場で、会計・財務に関する専門家として、社外における経営指導を多数実施していることから、当社の企業統治体制のさらなる強化に貢献いただけるものと考え、監査等委員である社外取締役の候補者として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、石 光仁氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 石 光仁氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

3. 当社は、石 光仁氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 石 光仁氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
5. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	<p>豊田 孝二 (1968年2月3日生)</p> <p>再任 監査等委員である 仮社外取締役在任期間4ヶ月 監査等委員である 社外取締役在任期間4年</p>	<p>1991年4月 明治生命保険相互会社 (現 明治安田生命保険相互会社) 入社</p> <p>1996年10月 朝日監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所</p> <p>2004年10月 弁護士登録 弁護士法人三宅法律事務所入所</p> <p>2004年11月 公認会計士登録</p> <p>2012年4月 アクシア法律会計事務所開設、 所長(現任)</p> <p>2017年3月 当社監査等委員である仮社外取締役</p> <p>2017年7月 当社監査等委員である社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) アクシア法律会計事務所所長</p>	-株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>2017年3月より、当社の監査等委員である取締役の職務を一時行う者および監査等委員である取締役として、当社の監査業務に従事いただいております。過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士および公認会計士としての実務を通じて培われた専門知識とご経験、並びに社外の立場より、新たな観点で当社の企業統治体制を監視、監査いただけるものと考え、監査等委員である社外取締役の候補者として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 豊田 孝二氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、豊田 孝二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

4. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	なる すえ な ほ 成 末 奈 穂 (1974年10月28日生) 新任	2001年10月 弁護士登録 (大阪弁護士会) 2003年 2 月 オルビス法律事務所に移籍 2007年 3 月 弁護士法人化に伴い、 弁護士法人オルビスに移籍 (現任) 2008年10月 大阪地方裁判所 民事調停官 (非常勤裁判官) (重要な兼職の状況) 弁護士法人オルビス 弁護士	一株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 弁護士として多数の会社の企業法務の経験、大阪地方裁判所の建設関係紛争の集中部における非常勤裁判官の経験もあり、当該知見を活かし、特に建設関連については専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言いただくことを期待したためであります。 また、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、当社の経営方針・経営戦略について、弁護士としての高い見識と専門的知識、ダイバーシティ等幅広い視点に基づき、指摘・助言等をいただけることが期待されます。上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 成末 奈穂氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、成末 奈穂氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。
5. 同氏の戸籍上の氏名は、猿木 奈穂 (さるき なほ) であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
やの とも 智之 矢野 智之 (1968年2月13日生)	2006年2月 当社入社 2007年2月 当社ビケ事業推進室推進課 2013年12月 当社経営企画室経営企画課 2015年6月 当社経営企画室経営企画課チーフ 2019年5月 当社経営企画室経営企画課チーフ兼 海外事業本部チーフ 2020年12月 当社経営企画室経営企画課チーフ 2021年4月 当社戦略企画本部経営企画室 経営企画課チーフ(現任)	一株
<p>(補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由)</p> <p>これまで内部監査室の主任として、当社のサービスセンターの内部監査を行ってきたほか、所属する経営企画課では、契約書の作成や審査業務を務め、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、委員会の事務局も兼ねていることから、監査等委員会の職務に精通していると判断し、補欠の監査等委員である取締役の候補者として、選任をお願いするものであります。</p>		

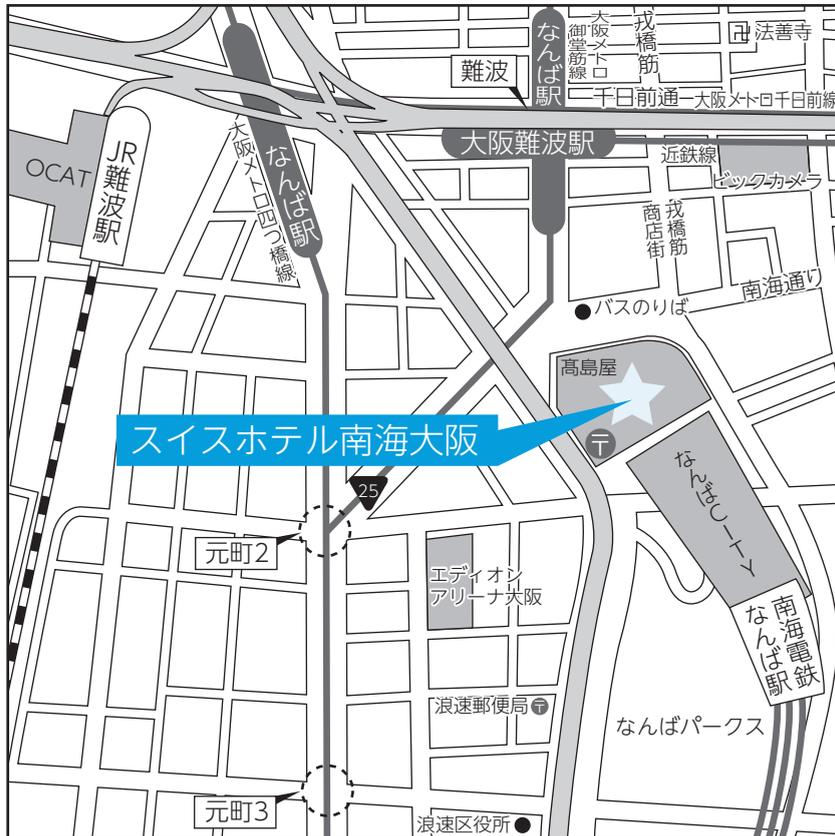
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、矢野 智之氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額といたします。
3. 当社は保険会社との間で、取締役に被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。矢野 智之氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、同氏は当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

以 上

株主総会会場ご案内

会 場 大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階「浪華」の間
電話 06-6646-1111 (代表)

交 通 南海電鉄なんば駅直結
大阪メトロ御堂筋線・四つ橋線・千日前線なんば駅、
近鉄線・阪神なんば線 大阪難波駅4番、5番出口 徒歩3分
(駐車場の用意はいたしていませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。)



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。